

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

案要綱

第一 水防法の一部改正

一 非常勤の水防団員等への退職報償金の支給

水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合において、退職報償金を支給することができるようすること。

二 水防計画の要旨の公表等

都道府県知事又は指定管理団体の水防管理者は、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるとときは、これを変更しなければならないこととともに、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならないものとすること。

（第七条及び第三十二条関係）

三 洪水予報の充実

国土交通大臣は、気象庁長官と共同して、はん濫による浸水に係る洪水予報を行うものとすること。

（第十条関係）

四 水位の公表

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならないものとすること。

(第十二条関係)

五 水位情報の通知及び周知

国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川の水位が特別警戒水位に達したときは、その旨を関係者に通知するとともに、一般に周知させなければならないものとすること。

(第十三条関係)

六 浸水想定区域の指定対象河川の拡大

五の指定がされた河川について、国土交通大臣又は都道府県知事は、浸水想定区域を指定するものとすること。

(第十四条関係)

七 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置の充実

1 市町村防災会議は、浸水想定区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する

施設がある場合には、市町村地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法を定めるものとすること。

- 2 市町村地域防災計画に定められた地下街等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに公表しなければならないものとすること。

- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法などの事項を住民に周知させるために必要な措置を講じなければならないものとすること。

（第十五条関係）

八 水防協力団体

- 1 水防管理者は、民法第三十四条の法人又は特定非営利活動法人を、水防協力団体として指定することができるものとすること。
- 2 水防協力団体は、水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力等の業務を行うものとすること。
- 3 水防協力団体は、水防団及び消防機関との密接な連携の下に水防活動への協力業務を行わなければ

ならないものとすること。

4 水防管理者の水防協力団体に対する監督等を定めるものとすること。

5 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うものとすること。
（第五章関係）

九 浸水想定区域の指定及び浸水想定区域調査

1 國土交通大臣又は都道府県知事は、水位情報の通知及び周知を行う河川として指定したものとみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、浸水想定区域の指定をしなければならないものとすること。

2 國は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、浸水想定区域調査に要する費用の三分の一以内を補助することができるものとすること。

3 國土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査の結果について、必要な報告を求めることができるものとすること。

(附則第二項から第四項まで関係)

十 その他所要の改正を行うものとすること。

第二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正

一 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実

1 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとすること。

2 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるために必要な措置を講じなければならないものとすること。

(第七条関係)

二 その他所要の改正を行うものとすること。

第三 施行期日その他

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、第一条中水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行するものとすること。

二 所要の経過措置を定めるものとすること。

（附則第二条から第四条まで関係）

三 その他所要の改正を行うものとすること。

（附則第五条から第九条まで関係）